

東京都一般吹奏楽連盟 役員を選任規定

2010. 4. 17

東京都一般吹奏楽連盟では、連盟規約[第四章役員]に基づき、以下の通り選任規定により、役員を選出する。

【選任の手順】

1. 理事会にて、選挙管理委員2名を選出する。
2. 選挙管理委員会は役員改選の3ヶ月前までに選任の日程を理事会で定める。
3. 選任の日程は、改選の2ヶ月前までに、加盟団体に告知すること。
4. 立候補者は、総会1ヶ月前までに、立候補の旨、選挙管理委員会に届け出ること。
5. 常任理事会、理事会にて審議し、理事会案を作成する。
6. 役員の理事会案を総会にて承認する。

【立候補の条件】

役員に立候補する者は、その旨を期日までに選挙管理委員会に書面にて提出する。

但し、以下の3つの条件を満たすこと。

1. 立候補者は、加盟団体の役員であること。
2. 上記加盟団体が1年以上加盟していること。
3. 立候補者が連盟活動に過去1回以上参加していること。

または、理事会において推薦された者。

【規定の成立】

平成22年度の総会にて承認し、平成23年度改選期に施行する。